

○直轄工事における特定建設工事共同企業体の運用について

平成11年12月1日11経第1958号
大臣官房経理課長から大臣官房
地方課長、各局長、経済局統計
情報部長、農林水産技術会議事
務局長、各庁長官、農林水産研
修所長あて

直轄工事における特定建設工事共同企業体の取扱いについては、「直轄工事における共同企業体の取扱いについて」（平成元年2月10日付け元経第159号農林水産事務次官依命通達。以下「通達」という。）により措置しているところであるが、通達記の第1の1の(4)の運用については、当分の間、下記によることとしたので、適切に実施されたい。

なお、貴管下施設等機関及び地方支分部局（並びに関係の特殊法人）の長への通知については、貴職から願います。

記

1 対象とする工事

- (1) 単体有資格者を競争に参加させることができる工事は、原則として、技術的難易度が比較的低い工事を対象とするものとする。
- (2) (1)に該当しない工事であっても、当該工事を確実かつ円滑に施工することができると思われる単体有資格者がいるときは、積極的にこれを対象とするものとする。

2 単体有資格者の競争参加資格要件

単体有資格者に求める客観点数、同種の工事の施工実績、配置予定技術者の同種の工事の経験については、特定建設工事共同企業体の代表者に求めるものと同様とするものとする。